



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

郵政民営化に対する見解

欧州ビジネス委員会

2006年11月8日(水)



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

暗黙の政府保証に対する見解

- 優位性の観点において、政府が株式を保有し続ける限り、消費者が抱く暗黙の政府保証という意識は残ると考えます。
 - 政府の出資により、郵便保険会社に損失が生じた場合、政府という信用力を背景に何らかの補填があると消費者は期待します。
 - 簡易保険の加入理由として、加入者の19.1%が国の保証を挙げています（「生命保険に関する全国実態調査（平成18年版）」）。
- 暗黙の政府保証に対する措置
 - 消費者の誤解を変えることは容易ではありませんが、軽減する措置として、政府による保証がないことをパンフレット等で明確に説明すること等が考えられます。またそのプログラムが有効に機能しているかモニタリングを行うべきであると考えます。



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

規模における優位性に対する見解

- イコールフットイングの観点から、民間保険会社と比べて、大規模かつ整備されたインフラを利用し、営業を開始することができる点において郵便保険会社の優位性があると考えます。
 - 簡易保険より継承することになる郵便局や郵便銀行といった整備された営業ネットワークを優先的に利用することが可能
 - 簡易保険より継承する巨大な顧客基盤を保険募集に利用できる可能性
- 規模の優位性に対する対応策
 - 郵便保険会社が利用する郵便局や郵便銀行といったネットワークの開放
 - 民間生命保険会社の商品選定における透明性のあるプロセスの確保
 - 簡易保険契約の顧客情報の利用を保全業務に限定すると同時に、顧客情報への自由なアクセスを系統的に制限



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

区分経理とディスクロージャーに関する見解

競争条件を確保するための措置が必要と考えられます。

- 簡易保険契約の内部留保の取り崩し益の付け替えの禁止

- 再保険契約のディスクロージャーの徹底
 - 郵便保険会社と郵便貯金・簡易生命保険管理機構との間で不公正な取引を監視



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

郵便保険会社の業務運営に対する見解

イコールフットイングと業務運営の健全性を確保する観点から民間保険会社と同等の措置が必要と考えられます。

- 一般的に民間生命保険会社に要請される個人情報保護の措置
- 保険契約募集におけるコンプライアンス体制の整備
- 保険契約の査定・引き受け・支払い体制の整備
- リスク管理体制の整備

これは、金融庁の監督、その他の規制上の措置が全面的に適用されるべきであるということを意味します。



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

郵便保険会社の新規業務に対する見解

- インフラにおいて圧倒的な優位性をもつ郵便保険会社に全ての新規業務を認めた場合、競争条件が同一に置かれていない民間生命保険会社への影響は無視できません。
- 新規業務が民間生命保険会社に与える影響を慎重に分析し、承認をすすめるべきと考えます。
- 但し、株式上場が事業計画の前提であることから鑑みて、公平な競争環境が整備されれば、新規事業の自在性は担保されてもよいと考えます。



EUROPEAN BUSINESS COUNCIL
JAPAN

郵政各社との協働分野に関する見解

郵便保険会社を中心に、協働可能な分野があると考えられます。

- 資産運用
- 商品開発
- 郵政各社のネットワークを通じた民間生命保険会社商品の販売
- 郵便保険会社が競争力のある商品の開発に成功した場合には、民間生命保険会社が郵便保険会社商品を販売する可能性